

5.動物の展示又は輸送の方法に関する事項

- 犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。
- 飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る)を目視によって観察すること。

趣旨

犬猫の展示・輸送にあたっては、その健康や安全等に配慮して適切に行われる必要がある。犬猫へのストレスを軽減するために展示中の休息や輸送後のアフターケア等に関して基準が具体化された。

展示に関しては、犬猫が自分の意志で、好きな時に休息ができる設備(人目を避け、隠れられるような設備)に自由に移動できることが重要なことから、原則としてこのような状態を確保することとし、それができない場合には、犬猫の展示が最大12時間となっていることを踏まえ、その半分の6時間以内に少なくとも1回以上の休憩を取りることが義務付けられる。

輸送に関しては、輸送による疲労又は苦痛を軽減するため、輸送後の2日間の目視観察が義務付けられる。なお、これまで販売又は貸出しについては2日間の目視が義務付けられており、同一事業者の施設間の輸送行為に着目して基準が新たに追加されたものである。

チェックポイント

- 犬猫の展示において、以下いずれかの状態を確保している。
 - 休息できる設備に自由に移動できる状態を確保している。
 - 上記ができない場合は、展示が6時間を超えるごとに、展示を行わない時間(休息時間)を設けている。
- 飼養施設に輸送された犬猫について、輸送後2日間以上、観察している。※販売業、貸出業、譲渡業の場合

解説

展示に関する基準

〈休息できる設備に自由に移動できる状態とは〉

「休息できる設備」とは、顧客等との接触や視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、犬猫が十分に休息可能な場所又は設備を指し、「自由に移動できる状態で展示されていること」とは、休息できる場所又は設備に当該犬猫が自由に移動し、休息をとることができるよう状態が確保されている展示を指す。(平成28年5月24日付環自総発第1605241号「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」より)

例えば、猫カフェに設置される自由に出入りできる休息部屋のような設備が想定され、ペットショップにおいても、展示の区画を分けて、人目が避けられる環境に自由に移動できる状態を確保することが必要である。その状態が確保できない場合は以下のとおり、展示を行わない時間(休息時間)を設けることが必要となる。

〈展示を行わない時間について〉

休息できる設備に自由に移動できる状態が確保できない場合は、6時間を超えるごとに展示を行わない時間(休息時間)を設けることが義務付けられる。つまり6時間以上連続した展示は禁止される。「展示を行わない」とは、人目が避けられる環境に移動させること等によって、顧客等との接触や視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、休息等をさせている状態を確保していることを指す。例えば、カーテン等で簡易的に覆っただけで隙間から覗ける状態であったり、たまたま来客がない時間があったりしても、「展示を行わない時間設ける」とはみなせない。なお、運動スペースが、展示を行わない場所に設置してあり、そこに移動させる場合は、「展示を行わない時間」と考えてよい。

〈展示を行わない時間(休息時間)の目安〉

個体の状態や展示の状況に応じて、休息に必要な時間が異なるが、通常のペットショップのような形態であれば、少なくとも30分~1時間程度は必要と考えられる。

〈バックヤードの扱い〉

バックヤードも飼養施設の一部であり、ケージ等の基準が適用されるため、そこに移動させて展示を行わない時間を設けることは可能である。ただし、段ボール等の簡易的な設備はケージ等の基準を満たさないため、そのような設備での飼養はできない。

〈展示の基準(休息時間等)の遵守状況の確認方法〉

立入検査等において、休息できる設備に自由に移動できる状態が確保されているか、若しくは展示を行わないための休憩場所が使用できる状態で管理されているかといった状況から確認することが想定される。自治体による指導監督に当たって必要があれば、記録や報告を求めることが可能である。

■ 輸送後の観察に関する基準

〈基準の対象〉

輸送された犬猫は、輸送先の飼養施設で輸送後2日間以上、下痢やおう吐、手足の麻痺などの状態を目視によって観察することが義務付けられる。飼養施設に輸送された犬猫が対象であるため、この義務は、輸送先の施設で事業を行う事業者(輸送により犬猫を受け入れた事業者等)に課される。また、飼養施設から別の飼養施設に輸送された場合がこの基準の輸送に該当する。これらにより、例えば、移動販売等を実施するのであれば、2日以上前に会場となる飼養施設に輸送し、観察をしてからでなければ販売ができないものである。

〈2日間の考え方〉

2日間は48時間が一つの目安となり、例えば、深夜0時前に到着し、その翌日丸一日を含めただけでは2日間以上とは認められない。

〈観察を行う施設、設備について〉

飼養施設に輸送された犬猫について、2日間以上の観察を義務付けるものであり、観察は登録又は届出を行った飼養施設で実施する必要がある。このため、飼養施設として登録されていない輸送設備(車両等)での観察などでは基準を満たさない。輸送後の観察を義務付けるものであり、観察を終了してからでなければ販売ができないものである。また、犬猫が展示される状態に置かれる場合は、展示の基準(休息等)を満たす必要がある。

〈同一事業者における輸送や業者間取引について〉

これまで販売又は貸出しを行う場合は2日間以上の目視が義務付けられているが、同一事業者間における輸送時(店舗間移動等)に関する規定がなかったことから基準が置かれたものであり、同一事業者における輸送や業者間取引についても飼養施設への輸送後2日間以上の観察が必要である。例えば、ペットショップ等のA支店からB支店への輸送においても、B支店で2日間以上目視による観察を行った上で販売しなければならない。

〈観察中に異常(健康上の問題)が認められた場合の措置〉

下痢、おう吐等の症状が見られるような場合は、獣医師の診療等を含む必要な処置を行うことが必要となる。疾病等に係る措置に関する基準において、「動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。」と規定されており、必要な処置が行われなかつた場合は、この規定に違反することとなる。

〈輸送の方法・設備について〉

輸送設備は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること、十分な広さ及び空間を有したものであること、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つことが義務付けられている。また、輸送中は、動物の状態を目視等により確認できるよう、必要な設備や体制を確保すること、空調設備を備える等により、生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うことも必要である。動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること、衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺の生活環境の保全に必要な措置を講じることも必要である。

これらの輸送に関する基準は、動物取扱業者自身が輸送を行う場合に限らず、輸送業者等に輸送を依頼する場合においても、動物取扱業者の責任において、基準を満たす状態を確保できる輸送業者や輸送方法等を選択する必要がある。

◆より理想的な飼養管理に向けて



【参考】展示の際の配慮事項

長時間にわたる展示は人目にさらされることも多くなり、明るすぎる照明や動物販売店等で展示ケースのガラスが叩かれることも犬猫へのストレスとなる。

休憩場所には、新鮮な給水があり、クッションや毛布、おもちゃなどで自由に遊べたり、安心して眠れるような設備を備えるといった配慮が必要である。



【参考】輸送時の配慮事項

犬猫は輸送時のストレスによりおう吐、よだれが出る、元気がなくなるなど、乗り物酔い状態になることがあるので、輸送による苦痛や疲労をできるだけ少なくするために、短時間で輸送できる手段を選択することが重要である。目的地までの所要時間をあらかじめよく計算し、最短距離での輸送経路を選択することが原則となる。長時間の輸送では、途中の給水等の必要性もあり、車両の振動等から受けるストレスを和らげるため、適切な休憩時間を設けることも有効である。

また、輸送する前に、輸送する犬猫の健康状態やけがの有無を確認し、必要に応じて獣医師等と相談することが必要である。けが、病気、または体調を崩している場合など、輸送がストレスを与えると考えられる場合は輸送の対象から外すか、治療等のためやむを得ず輸送する場合には、獣医師等の指導を参考に、輸送時間や気象条件を考慮するなど、十分に注意して行うことが必要になる。特に幼齢個体は、成体以上に温度管理が重要であり、新しい環境に移動することのストレス等にも十分に配慮する必要がある。

輸送後は、2日間の観察義務があるが、この期間に個体の状態に異常等が見られないか、普段より頻度を上げてよく観察することが重要である。